



©2001スタジオジブリ

号外

第5次三鷹市基本計画(1次案)特集号

第5次三鷹市基本計画(1次案)が まとまりました

アンケートにご協力ください

市では、『第4次三鷹市基本計画』の計画期間終了に伴い、新たな総合計画である『第5次三鷹市基本計画』の策定に向けて、「三鷹市市民参加でまちづくり協議会」(愛称: Machikoe <マチコエ>)からの政策提案をはじめ、市民の皆さんからの多様な意見を聴きながら、取り組みを進めています。

このたび、施策の体系や主要事業などを盛り込んだ『第5次三鷹市基本計画(1次案)』を確定しましたので、その概要をお知らせします。また、3月の「2次案」の確定に向けて、アンケート(8面参照)を実施します。ぜひ、ご協力ください。

※「1次案」の全文は、市ホームページでご覧いただけます。また、市立図書館、相談・情報課(市役所2階)、市政窓口、市民協働センター、コミュニティ・センターで閲覧できます。



三鷹駅南口のイルミネーション
(撮影:まちなかカメラマン 佐久間 俊輔)

総論

まちづくりのビジョン

～まちの声をカタチにして 実践する三鷹の新時代!～

『第5次三鷹市基本計画』は、令和3年4月に設置した「市民参加でまちづくり協議会」を中心とした多層的な市民参加を通して、多くの市民の意見を反映した計画となります。20年後の未来を見据えながら、計画期間4年間の実行計画として、「まちの声をカタチにして実践する三鷹の新時代!」をビジョンに掲げ、未来志向のまちづくりを計画的に進めていきます。

取り組むべき施策の方向性

コミュニティ創生と未来への投資 ～地域の力と都市基盤の再生～

優先課題として取り組むべき施策の方向性を「コミュニティ創生と未来への投資」とし、参加と協働を基礎に経営資源の最適化を図りながら、各施策を効果的に展開していきます。

目標年次

計画の目標年次は、令和9年度です。

計画人口

本計画では、2023(令和5)年9月にまとめた三鷹市将来人口推計を踏まえ、190,000人を三鷹市の計画人口としました。

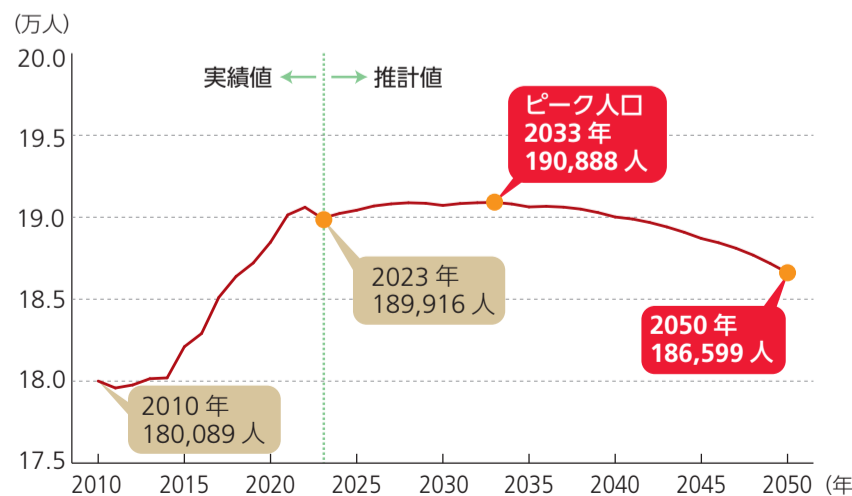
人口推計

2023(令和5)年1月1日の住民基本台帳人口をもとに2050(令和32)年までを独自に推計した将来人口では、2033(令和15)年に最大190,888人となった後、徐々に減少に転じるものと見込んでいます。

2050年には、最も人口の多い年齢階級が75～79歳となり、全体的に高齢者の人口規模が大きくなります。

総人口の将来推計(住民基本台帳ベース)

※各年1月1日
※総人口(外国籍市民人口を含む。)





各論

『第5次三鷹市基本計画(1次案)』の各論から、第1部～第9部の概要を抜粋版でご紹介します。

第1部 日々の暮らしの 基盤となる 平和・人権の まち

第1 平和

核兵器廃絶や恒久平和の実現に向けた取り組みを進め、平和で暮らしやすいまちの実現をめざします。

① 平和への思いの継承

● 戦争資料や戦争体験の収集・保存・公開
市民の戦争資料を展示する「平和資料コーナー」と「みたかデジタル平和資料館」の充実化に取り組むとともに、戦争体験談のアーカイブ化を推進します。

② 平和事業の推進

● 平和に関する啓発・学習・活動の推進
恒久平和や積極的平和に関連する啓発事業を実施するほか、戦後80年を見据え、平和への思いをつなぐ事業の検討を進めます。

第2 人権

制定予定の「人権を尊重するまち三鷹条例(仮称)」の普及促進や、人権教育、啓発活動を行うなど、誰もが暮らしやすいまちの実現をめざします。

① 人権意識の啓発

● 人権意識向上のための広報・周知
人権週間などの機会を捉えて、「人権を尊重するまち三鷹条例(仮称)」の周知に取り組むとともに、パネル展示や講演会、



2024年平和カレンダー

イベント開催により、人権意識の啓発を図ります。
● 「人権を尊重するまち三鷹条例(仮称)」ハンドブックの作成等
同条例の理念や人権への理解を深めるため、条例を解説するハンドブックなどを作成し、条例の普及啓発を図ります。
● 人権に関する相談体制の構築
人権に関する専門の相談員を設置し、不当な差別的取り扱いなど、市民からの相談に応じる体制を整えます。

第3 男女平等参画

女性の活躍が促進され、さまざまな分野で力を発揮でき、また、性別や性的指向、ジェンダーアイデンティティーにかかわらず、誰もが自分らしく生きることができる地域社会の実現をめざします。

① 男女平等参画に関する施策の推進

● 「男女平等参画のための三鷹市行動計画」に基づく施策の推進
同計画の改定に当たり、「困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」を新たに位置づけるなど、男女平等参画に関する各施策を推進します。
● パートナーシップ宣誓制度の運用
導入予定の「パートナーシップ宣誓制度」を適切に運用し、誰もが自分らしく生きることが出来る地域社会の実現をめざします。

● ② 男女平等参画を阻害する暴力の防止と被害者支援
● DVやハラスメントなどの未然防止と早期発見
DVやハラスメントなどの防止に向けた啓発の充実を図ります。

第4 国際化

外国籍市民への日常生活の支援や地域社会に適應できる環境づくりに取り組むほか、多様な国籍や文化の人々が共生し、快適に暮らせる国際的なまちづくりを推進します。

① 外国籍市民等の支援

● 外国籍市民等の視点を生かした地域

第2部

魅力あふれる 活力・にぎわいのまち

外国籍市民や関係団体などと諸問題や解決策をともに考え、外国籍市民の日常生活の支援につなげるなど、外国籍市民の視点や意見を生かした地域づくりに取り組めます。
● ② 市民の国際理解意識の向上
● 多文化共生センター(仮称)の整備に向けた取り組み
三鷹駅前地区のまちづくりの進捗にあわせながら整備の検討を進めます。

第1 都市農業

農地の保全と利用の促進、農業経営の改善と担い手の確保・育成、地産地消、農とのふれあいの創出などを図ります。

① 農地制度の活用などによる農地の保全

● 都市農地の貸借の推進
農地活用を促進し、農業の継続を図ります。
● ② 農業経営の改善と農業の担い手の育成
● 農業の担い手支援の推進
援農ボランティアの養成や農業支援制度を検討します。

● ③ 市内産農産物活用および地産地消の推進
● 学校給食市内産農産物使用拡大に向けた取り組み
農産物生産量の拡充支援および調達システムの効率化などを推進します。

● ④ 三鷹農業および市内産農産物などのPRの推進
三鷹農業、市内産農産物および加工品の効果的なPR方法を検討します。

④ 農とのふれあいの推進

● 農業体験の推進
市民農園の利用機会の拡充を検討するとともに、「コミュニティ農園」などの設置に向けた支援の在り方を研究します。

第2 地域経済

地域の人的・技術的・経済的資源などを有効に活用し、創造性、付加価値性の向上などをめざします。また、事業者、市民との協働により、地域経済の活性化を図ります。

① 商店街支援の推進

● 商店会への支援強化
商店会が行うにぎわい創出事業などへの補助や新規出店者への支援などを実施します。



M-マルシェでにぎわう中央通り商店会

● ② 創業環境の整備および支援の拡充
● ワンストップの相談体制の充実
多様な都市型産業を創出し、雇用を拡大するため、相談内容を問わずワンストップで対応可能な相談体制の充実を図ります。

● ③ 三鷹産業プラザにおける産業支援の拠点整備
都市型産業基盤施設としてハード面を整備し、地域産業の活性化のため、ソフト面での拡充について検討を進めます。

● ④ 多様な働き方への支援
● 多様な働き手への支援
女性、若者、シニア世代などの就職・再就職に関する講習やセミナーを開催するなど、時代により変化する多様な働き方を支援します。

④ 中小企業への支援

● 経営相談体制の充実
各種専門家が対応するアドバイザーの派遣を含めた経営相談体制の充実を図ります。

第3 都市観光

にぎわいの創出・魅力発信を推進します。また、地域の認知度を高め、観光客の訪れを促進します。

①観光資源を活用したにぎわいの創出

観光資源の回遊性向上
観光資源の一層のPRを図るとともに、域内の周遊・来訪人口の増加をめざします。

②みたかブランドの創出・推進

観光資源の磨き上げ
観光情報を一覧化した特設サイトを開設し、SNSと組み合わせた効果的な情報発信を通して、三鷹の魅力向上を図ります。

第3部 地域の特性が 生きる緑豊かで 快適空間のまち

第1 都市再生

「百年の森構想」の実現に向け、それぞれの地域特性を生かした魅力的なまちをめざした取り組みを推進します。

①地域特性が生きるまちの拠点の整備

三鷹駅前地区再開発の推進
三鷹駅前地区における子ども森をコンセプトとした三鷹駅南口中央通り東地区再開発事業(約1.5ha)を中心に、緑あふれる安全で快適な都市空間の創出や災害に強いまちづくりを進めます。



三鷹駅南口中央通り東地区再開発事業のイメージ

国立天文台と連携したまちづくりの推進
天文台の森を次世代につなぐ新たな地域づくりをめざし、協働のまちづくりを

進めます。地域の共有地「おおさわコモンズ」の創出に向けて、「土地利用整備計画(仮称)」の策定や施設、道路などの設計に取り組みます。

②公有地を有効活用したまちづくり

井口特設グラウンドの利活用の推進
災害時には一時避難場所となる恒久的なスポーツ施設の整備や市内医療体制の充実を図るための医療機関の誘致に取り組みます。

第2 道路

道路ネットワークの形成や地域の安全安心確保、自転車走行空間や歩行空間の確保など、安全で快適な道路空間の創出に取り組みます。

①主要幹線道路等の整備

まちづくりと一体を進めるまちづくり
東京外かく環状道路中央JCT周辺や東八道路などにおいて沿道の用途地域の見直しや地区計画などの指定に取り組みなど、持続可能な魅力ある地域のまちづくりとまちづくりを一体的に進めます。

②主要生活道路等の整備

牟礼地区生活道路緊急安全対策の実施
歩行者などの安全性が懸念される牟礼地区について、交通安全対策を推進します。

③橋梁の再生・整備

宮下橋の架け替え
令和8年度の供用開始をめざし架け替えを行い、安全・安心な道路ネットワークを確保します。

④安全安心な道路環境の構築

自転車交通環境の整備
幹線道路における自転車走行空間のネットワーク化に合わせ、自転車ナビマークや通行帯の設置などに取り組みます。
バリアフリーに配慮したまちづくりの推進
全ての人が安心して通行できるように、バリアフリー化を推進します。

第3 住環境

土地利用制度を活用し、都市環境を緑豊かで良好にします。また、市民が安心できる居住環境の整備を進めます。

①良好な都市環境の形成

持続可能な質の高いまちづくりの推進
地域特性を生かした土地利用の誘導や協働のまちづくりを推進します。また、「土地利用適正化計画」を策定し、居住機能や都市機能の立地を適切に誘導することにより、防災性と居住環境の向上を図ります。

②バリアフリーのまちづくりの推進

バリアフリーのまちづくり基本構想の改定と推進
バリアフリー整備を推進するとともに、心のバリアフリーに関する教育啓発特定事業を実施し、市民の理解と協力を得ることが当たり前となる環境を整備します。

③住宅施策の総合的な推進

ライフスタイルに合わせた住まいづくりの実現
「住宅マスタープラン」を策定し、住生活の安定の確保および向上の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。
空き家等対策の推進
空き家所有者と活用希望者とのマッチングを行う仕組みづくりなど、空き家等の活用を促進します。

④住宅確保要配慮者への居住支援

居住支援協議会を設立し、民間賃貸住宅への円滑な入居や住まいの見守りを促進します。また、住宅セーフティネット制度を整備・活用し、安心して住み続けられる環境づくりを推進します。

第4 交通環境

持続可能な快適な交通環境を推進します。また、三鷹駅南口駅前広場の交通混雑解消、自転車交通環境の改善や交通安全意識の向上に向けた取り組みを進めます。

①公共交通の利便性の向上

みたかバスネットの抜本的見直し
路線バスやコミュニティバスの運行と併せ、地域の身近な移動手段となるAIデマンド交通を活用し、公共交通環境の整備を進めます。

②自転車交通環境の整備

駅周辺駐輪場の見直し
まちづくりの進捗に合わせ利用状況などを考慮し、駐輪場施設の拡充や利用形

態の見直しを検討、実施します。

③交通安全対策の推進

自転車事故の防止
警察関係機関や交通安全対策地区委員会と連携し、交通ルールの周知やマナー向上に向けた啓発・指導の強化を図ります。自転車講習会や交通安全教室などの実施・拡充に取り組みます。

第5 緑と公園

緑地や農地などの保全対策や緑化助成などを推進し、防災機能を備えつつ、緑豊かでうるおいのある公園都市を形成します。

①緑と三鷹の原風景の保全

ふれあいの里の保全
大沢の里、牟礼の里、丸池の里の豊かな地域資源の保存と活用に取り組みます。牟礼の里は、市民と農業とのふれあいの場の創出と、牟礼の里公園から玉川上水までの連続した空間を確保します。

②緑のまちの創出

「百年の森構想」の実現
三鷹駅前地区から市内にあるさまざまなかんな緑地・里・樹林・農地を緑でつなぎ、市民全体を「緑のまち」にすることをめざします。

③安全で安心な魅力のある公園再生

特色のある公園づくり
多世代が利用できる機能を備えた公園を整備するとともに、特色のある公園づくりを推進します。

市民等との協働による公園の維持管理
ボランティア活動を行う市民らとの協働による公園の維持管理に努めます。

第4部 生命と暮らしを守る防災・減災・安全安心のまち

第1 防災

防災活動の一層の推進を図るとともに、

防犯に対する注意喚起に取り組みます。

①防犯活動の拡充

市民参加による防犯活動の推進
子どもの見守りや、空き巣など日常生活の犯罪予防を推進します。安全安心・市民協働パトロール活動の拡充や市内事業者による見守り協力体制を進めます。また、市民活動の一層の活性化を図り、顔が見える関係性を構築します。

②犯罪抑止策の推進

自動通話録音機の貸与
主に高齢者が居住する世帯を対象に貸し出し、特殊詐欺や消費者被害などの防止を図ります。

第2 防災

市民の防災意識の向上を図るとともに、地域の防災活動団体等に対する支援を強化します。また、市の危機管理体制や防災拠点機能の強化を推進します。

①防災都市づくりの推進

災害に強い基盤整備の推進
『東京都建築安全条例』による新たな防火規制の指定や(仮称)防災区画道路の拡幅整備を誘導する地区計画の指定に取り組みます。また、井の頭地域の道路ネットワーク化を推進します。

②地域の防災力の強化

Mitakaみんなの防災との連携強化
自助と共助の防災力向上や、小・中学校における防災教育の充実・強化に取り組みます。



小学生向け防災講座

③危機管理体制の強化

●市民への情報伝達体制の強化
発災時に的確な情報発信を実施するため、防災行政無線の適切な維持管理を行います。また、デジタル技術の活用も含めた「誰一人取り残さないシステム」の在り方について検討します。

④防災拠点の強化と被災者支援

●災害対策用備蓄品の適正な更新
災害用備蓄品を計画的に更新します。防災備蓄倉庫に備蓄している食料や災害対策用資機材の適正配置を行います。また、避難所における充電環境の整備などに努めます。

第3 消費者保護

消費者教育の充実を図るとともに、高齢者を見守る側の消費者教育や事業者向けの啓発も併せて推進します。また、関係機関と連携した見守り体制も充実させます。

①消費者被害の防止

●消費者被害防止施策の実施
市民や消費者団体、事業者などと連携し、各種消費者被害防止キャンペーンを実施します。

②消費者生活の充実

●消費者教育の充実および推進
若者や高齢者、高齢者を見守る側への消費者教育の充実を図ります。

第5部 持続可能な社会を実現する環境・循環のまち

第1 環境

市民の環境への意識や行動を高める施策を進めます。また、新エネルギー・省エネルギー設備の設置を補助し、環境負荷の少ない設備の普及を図ります。

①ゼロカーボンの実現に向けた取り組み

●公共施設における省エネ・再エネ活用
建物の高断熱化や設備機器の高効率化

などを推進し、使用エネルギーを削減します。また、太陽光発電設備や蓄電池などを導入し、再生可能エネルギーを活用します。

●地球温暖化対策実行計画の推進に向けた施策の取り組み

市内で使用するエネルギーの再生可能エネルギー化や、姉妹都市などとの連携による森林整備で温室効果ガスの排出削減を図るカーボンオフセット事業などを進めます。

②気候変動への適応

●熱中症対策・予防の推進
庁内横断的な体制を整備し、全ての関係部署で熱中症対策を推進します。

③環境への意識啓発

●環境学習・啓発事業の推進
「みたか環境活動推進会議」との協働により、環境講座や体験学習の機会を提供します。

④人と自然の共生

●農地・緑地の保全
市内産農作物の活用や自然緑地の重点的保全などに取り組み、緑や水環境を保全します。また、公園緑地の改修・拡充により、身近な緑地をつくり育てます。

第2 ごみ処理

廃棄物の3R（リユース、リデュース、リサイクル）の取り組みを進めるとともに、循環型社会の構築をめざします。

①ごみの減量・資源化、適正処理の推進

●資源循環の促進
3Rに加えて、循環経済の実現に向け製品プラスチックのリサイクルを進めるとともに、水平リサイクルを推進します。

●適正処理の推進

小型充電式電池とその内蔵製品の適正処理に向けた対策を実施します。

②ごみ処理施設の維持・保全

●ふじみ衛生組合リサイクルセンターの更新に向けた取り組み
不燃物処理資源化施設である同センターの更新に向けた工事を進め、令和10年度の稼働をめざします。

第3 下水道

耐震化や長寿命化対策、東部処理区の流域下水道編入に向けた関係機関との調整などを行います。また、雨水流出抑制型下水道への転換を引き続き図ります。

①安定した下水道機能の確保

●地震対策の推進
下水道管路施設の耐震性能の調査と耐震化工事に取り組みます。

②都市型水害対策の推進

●止水板設置の促進
建物の出入り口に止水板を設置する工事などに対する助成制度について一層の周知を図り、自助の取り組みを支援します。

③東部処理区の流域下水道への編入

●東部処理区の流域下水道への編入
東京都や関係市をはじめとする関係機関との調整を引き続き行います。

第6部 誰もが安心して暮らせる健康・福祉のまち

第1 地域福祉

多様な主体が参画し、世代や分野を超えてつながる地域共生社会の実現をめざし、市民のニーズに対応した地域福祉を推進します。

①健康福祉総合計画等の策定

●『健康福祉総合計画2027』の策定と推進
全ての市民が自分らしく生きられる地域共生社会の実現に向け、多様な主体が連携して支え合う包括的な仕組みを確立します。

②地域で共生する社会の実現に向けた取り組みの推進

●重層的支援体制整備事業の推進
制度のはざまにあって支援が受けられない方などが安心して暮らせるように、共助の基盤づくりを推進します。また、

全ての住区への地域福祉コーディネーターの配置を進めます。

③安心して暮らせる地域づくり

●災害時避難行動要支援者の支援
災害時に要支援者がスムーズに避難できるよう、居宅介護支援事業所や相談支援事業所などと連携して個別避難計画の作成を進めます。

第2 高齢者福祉

包括的な支援体制の構築や医療と介護の連携強化などにより、地域包括ケアシステムをより一層推進します。また、「地域共生社会の実現」をめざします。

①在宅医療・介護の推進体制の強化

●福祉Laboどんぐり山による在宅医療・介護の推進
3つの取り組み（先進的な技術・サービスの実装、介護人材の育成、在宅生活の継続を支援するための市独自サービスの実施）の有機的な連携により、高齢者が地域で安心して暮らし続けられるまちづくりを実現します。



福祉Laboどんぐり山での事業の様子（仮想現実技術の体験）

②認知症高齢者の支援と権利擁護の推進

●認知症施策の計画的な推進
市の認知症に係る計画の策定や条例の制定について検討し、認知症施策の総合的かつ計画的な推進を図ります。

③介護予防・フレイル予防の推進

健康寿命の延伸を目標に、要介護状態になる前から積極的に健康づくりに取り

組めるよう、介護予防教室の充実を図ります。

④住宅支援の充実・推進

●住まいの支援
高齢者の住環境の支援策について、居住支援協議会において検討を進めます。

第3 障がい者福祉

障がいのある人のライフステージや状況に応じた切れ目のない支援に取り組めます。また、人権が尊重され、住み慣れた地域で生涯にわたり安心して暮らしている「共生社会の充実」をめざします。

①互いを理解し、認め合う地域づくり

●障がいに対する理解促進と障がい者の権利保障
「心のバリアフリー」を推進する活動を積極的に進めます。また、障がい者差別解消の取り組みとして、事業者などに向けた合理的配慮についての啓発や、虐待防止のための早期発見、早期対応および未然防止のための周知・啓発を行います。

②ライフステージに応じた切れ目のない地域生活の支援

●障がい者の生活支援の充実
相談支援機関が中心となり、切れ目のない支援の充実を図ります。また、住まいの支援について、検討を進めます。

●家族支援の充実

障がいのある子どもや医療的ケアの必要な子どもを育てている家族の支援に取り組めます。また、レスパイト事業の充実をめざし、調布基地福祉施設の整備を進めます。

③障がいのある人を支える地域の基盤整備

●施設整備の推進
調布基地福祉施設について、重症心身障がい者（児）、重度知的障がい者（児）を対象とした2施設の令和7年度中の開設に向けて進めます。

第4 生活支援

生活困窮者への自立相談支援や生活保護制度への適時適切な相談、活用を通じて、世帯の状況に応じた生活支援を進めます。

●生活保護制度の適正かつ適切な運用と情報発信
日常生活の支援をはじめ、社会的・経済的な自立に向けた支援を推進します。また、支援を必要とする人が生活保護申請を躊躇(ちゅうちゅう)することのないよう、制度の普及啓発に努めます。

●生活保護受給者の自立支援の充実
自立支援プログラムの活用による関係機関と連携した支援の推進

●国民健康保険事業の運営
適正な受益と負担の在り方を踏まえた国民健康保険税の改定を検討するとともに、保険財政健全化の取り組みを行います。

●健康づくりの推進と疾病予防の推進を両輪に据え、市民一人ひとりがいつまでも元気でいきいきと暮らすために、多様な主体と協働して生涯を通じた健康増進の取り組みを推進します。

第5 健康増進

- 健康づくりの推進と疾病予防の推進を両輪に据え、市民一人ひとりがいつまでも元気でいきいきと暮らすために、多様な主体と協働して生涯を通じた健康増進の取り組みを推進します。
- 地域で進める健康づくり
健康に関する情報の普及啓発や講座の開催により、地域全体の健康意識の向上や担い手の育成を図ります。
- ライフステージを踏まえた健康づくり
自分自身のライフステージを意識し、生涯において健康づくりに取り組めるよう事業を実施します。また、若者が参加するイベントなどを活用して、若い世代の相談支援の充実を図り、健康づくりを支援します。
- 疾病予防の推進

●「データヘルス計画」の推進
国民健康保険法に基づく同計画を推進し、特定健康診査などの結果を活用した効果的・効率的な保健事業の実施を図ります。

第7部 個性が輝き笑顔あふれる子ども教育のまち

第1 子ども・子育て支援

●がん検診等の推進
医師会との連携を図りながら、科学的根拠に基づいたがん検診の実施に努めることと、がん検診の受診率向上を図ります。

●子ども人権の尊重
『子ども人権基本条例(仮称)』を制定します。制定に当たっては、子どもの意見を集約し、ホームページなどで情報を公開しながら取り組みます。

●子育て世代包括支援センター機能のさらなる充実
『子育て世代包括支援センター機能』の一層の強化を図るとともに、気軽な相談や交流の場の創出と、当事者の視点に立った相談支援機能を充実させ、切れ目のない包括的な支援に取り組めます。

●子ども・若者支援事業の推進
●地域における総合的な子どもの居場所づくりの拡充
学校を拠点とした子どもたちの安全で安心な居場所や東西多世代交流センターをはじめとした地域の施設などにおける子どもの居場所を確保するなど、地域で子どもたちを育てる環境づくりを推進します。



大沢台小学校地域子どもクラブの様子

●保育園・幼稚園・児童保育所等の機能の強化
●保育園の子育て支援機能の充実
地域の子育て施設のネットワークを構築するとともに、相談機能を強化するなど、身近な在宅子育て支援の拠点となるよう取り組みを推進します。

第2 教育

●効率的な保育園の運営に向けた検討
今後の市内保育施設の適正配置や、公立保育園に求められる役割の視点から、今後の保育施設の在り方を検討します。

●コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育のさらなる充実
●コミュニティ・スクールの機能の充実
より一体感のある学園・学校運営や小・中一貫教育のさらなる充実・発展をめざし、協議機関としての協議の充実を図ります。

●小・中一貫教育の充実と発展
小・中一貫カリキュラムに基づく連続性と系統性のある学習を保障するとともに、「社会に開かれた教育課程」の充実を図ります。また、国立天文台周辺のまちづくりの中で、義務教育学校の制度を活用した新しい小・中一貫教育の整備に向けた取り組みを進めます。

●個人と社会のウェルビーイングの実現のための一人ひとりを大切に教育の推進
●知・徳・体の調和のとれた子どもを育てる教育内容の充実
主体的・対話的で深い学びの実現、探究型学習活動の推進、外国語教育の充実や小学校における一部教科担任制の推進などを図ります。また、道徳教育の充実やデジタル・シティズンシップ教育を推進するとともに、健やかな体の育成に向けた授業改善など、健康・安全教育の充実に取り組みます。



デジタル・シティズンシップ熟議の様子

●個別最適な学びと協働的な学びの推進
個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図り、子どもの資質・能力の育成をめざします。

●教育支援の充実
子ども一人ひとりのニーズに応じた適切な教育支援を行うため、医療的ケアが必要な児童・生徒への支援や教育支援学級の充実などに取り組みます。

●子どもたちを導いていく教職員のウェルビーイングの実現
●学校における働き方改革の推進
●安全・安心で快適な学びの環境整備

●誰もが安全安心で快適に学べる学校施設・設備の整備の推進
「新都市再生ビジョン」に基づき計画的な改修工事などを実施します。また、更新時期を迎える中原小学校および第四中学校については、「学校3部制」に対応した校舎の建て替えに取り組めます。

第8部 心豊かに生きがいをもつ 高める生涯学習、スポーツ、芸術・文化のまち

第1 生涯学習

●生涯学習の基盤づくり
●生涯学習センターを拠点とした生涯学習環境の充実
生涯学習センターを拠点とした生涯学習環境の向上に努めます。

●多様な学びの機会と情報の提供
●学びの段階に応じた学習機会の提供
●ライフステージ別学習機会の充実
●地域での子どもたちの学びや就労世代を対象としたリカレント教育など、子どもから大人まで幅広くライフステージに応じたプログラムを実施します。

●人材の育成と活動の場の提供
●相談体制の充実
生涯学習センター窓口での相談に対応

するとともに、市民の学びを支援する「コーディネーター機能の強化を図ります。」

第2 図書館

「人と本と情報」がつながり、市民に役立つ身近な図書館の実現をめざします。また、図書館からの情報発信を強化し、図書館システムの更新により市民満足度の向上を図ります。

① 図書館サービスの実現と図書館ネットワークの再構築

● 電子書籍資料を含めた図書館資料の充実
図書館資料の一層の充実を図ります。また、「みたか電子書籍サービス」を計画的に拡充し、利用者満足度の向上をめざします。

● まちづくりの拠点整備と連動した今後の図書館の在り方の検討
施設の複合化や学校図書館の地域開放など、これからの図書館の在り方を含めて検討を続けます。

② 図書館施設の適切な維持・補修と図書館システムの更新

● 図書館システムの更新
利用者からの意見を精査して機能に反映するなど利便性の向上を図ります。

第3 芸術・文化

多彩な芸術文化資源を生かしたまちづくりを進め、芸術文化の振興と市民の文化活動の活性化をめざします。また、芸術文化の担い手の育成や、誰もが芸術文化に触れ、参加できる環境づくりを推進します。

① 三鷹市ゆかりの文化人の顕彰

● 文化施設のネットワーク化に向けた取り組み
市内の文化施設のネットワーク化を図るとともに、より多くの方に鑑賞の機会を提供します。また、三鷹駅前地区再開発の中で太宰治文学施設(仮称)の設置を検討します。

② 三鷹まるごと博物館の魅力的な運営

● 三鷹まるごと博物館「事業の推進」
「まるごと博物館」に関する基本的な考え

方(仮称)の策定に向けて検討します。また、地域資源を生かした魅力的な事業運営を推進します。



大沢の里水車経営農家の水車機構

③ 「星と森」と絵本の家の特色ある運営

国立天文台の助言を受けて事業を実施し、子どもたちが科学への関心を持つための基礎を育む活動を行います。

④ 市立アニメーション美術館を生かしたまちづくり

● 観光施策等と連携したまちづくりの推進
市立アニメーション美術館を生かしたまちづくりをさらに進め、国際的な文化都市をめざすとともに、市内にある多彩な芸術文化資源を生かしたまちづくりに取り組みます。

⑤ 芸術文化の振興

● 誰もが芸術文化に触れられる機会の提供
誰もが気軽にさまざまな手法で、多様な芸術文化に触れられる機会の提供をめざし、オール・ブリュット作品の展示など、アートイベントを推進します。

第4 スポーツ

ライフステージ、ライフスタイルに応じたスポーツライフの推進による心と体の健康都市づくりに取り組みます。また、人生100年時代における共生社会と「ひとりスポーツの三鷹」の実現をめざ

します。

① スポーツに親しむ環境の整備

● 井口グラウンド(仮称)の整備と効率的な運営
令和7年度の利用開始に向けて、井口グラウンド(仮称)を整備します。また、利用者視点に立った市民満足度の高い効率的な運営を行います。

② 誰もが目的に応じて楽しめるスポーツライフの推進

● スポーツを通じた健康都市づくりの推進
スポーツ実施率の向上を通じた健康都市づくりを推進し、市民の健康増進を図ります。

③ スポーツ団体・関係機関・ボランティア等と連携した支えるスポーツの推進

● 地域スポーツ活動の推進とスポーツを支える人材の育成
地域におけるスポーツ活動を支える関係団体との連携強化および活動の推進を図るとともに、スポーツを支える人材を育成し、誰もがスポーツに親しむことができる環境をつくりま

第9部 暮らしとコミュニティ・自治のまち

第1 コミュニティ創生と参加と協働

コミュニティの在り方の見直しを図るとともに、市民参加と協働を一体的なものとして取り組むことで、さらなる協働のまちづくりを推進します。

① 地域に寄り添った支援とサービス提供

● コミュニティ・センターの新たな役割・機能の検討
地域を支える多様な活動を創出し、「よろず相談所」のような「人が集まる機能」を整備・強化するなど、幅広い市民の利用を促進します。

● 住民協議会の新たな役割・機能の検討
地域の人やコミュニティの「つなぎ

役」として機能するよう見直し、地域が必要とするさまざまなサービスを柔軟に提供できる組織となることをめざします。

② 多様な地域活動の支援および団体間の連携・協力の促進

● 地域団体・市民同士が連携・協力する仕組みづくり
「交流の場づくり」や、SNSなどを活用した情報発信(コミュニティ活動の見える化)などに取り組み、団体が相互に連携・協力できる関係性や相談支援体制の構築を促進します。

③ 協働のまちづくりの推進

● 地域ポイントのさらなる充実
ポイントの取得や利用の機会を拡充し、多くの市民への定着化をめざすとともに、地域経済の活性化を図ります。



三鷹市独自の地域通貨「みたか地域ポイント」

第2 自治体経営と行財政運営

時代の潮流に柔軟に対応できる組織体制の構築を図るとともに、行財政改革の推進と財政基盤の強化に取り組めます。

① 柔軟かつ機動的な組織づくりと人材育成の推進

● 柔軟かつ機動的な組織づくり
市民の暮らしに寄り添い対応していくため、適切な組織体制を確立するほか、職員定数の適正管理、職員配置の最適化を図ります。

② 健全な財政の推進と事務の執行

● まちづくり応援寄付の推進
地域資源を活用した返礼品の拡充や効果的なPRなどにより、市外から足を運んでもらう体験型の仕組みを導入します。

③ 公共施設の適切な維持管理の推進

● 総合的な公共施設マネジメントの推進
ソフト・ハードの両面から総合的に公共施設の建て替えや再編に取り組むなど適切な維持管理による公共施設マネジメントを推進します。

④ 広報・広聴・情報発信(情報公開)の強化

● 戦略的な広報活動の推進
広報媒体を複合的かつ効果的に活用するとともに、市のイメージアップやブランディング、シティプロモーションの視点を持った情報発信の在り方を検討します。

第3 デジタル化

業務の効率化を進め、市民サービスのさらなる向上を図るとともに、地域の情報化を推進し、誰もが暮らしやすいと感じられるまち「スマートシティ三鷹」を実現します。

① 市民サービスの利便性向上

● 行政手続のデジタル化の促進
「書かない窓口」「ワンストップ窓口」などにより、利用者の利便性向上を図るほか、きめ細かな相談機能の充実など、誰にでも「やさしい窓口」をめざします。

② 地域情報化の推進

● 情報伝達に関するプラットフォームの構築
SNSなどを活用したプラットフォームを構築し、必要な情報に迅速にアクセスできる仕組みを実現します。

③ 効率的な業務体制の構築

● デジタル技術を活用した業務効率化の徹底
デジタル技術の活用と抜本的な業務の見直し(BPR)の推進により、行政サービスの質(QOS)の向上につなげるとともに、デジタル人材の育成・推進体制の整備を図ります。

施策の達成度を測る指標(KGI)

この指標は、計画期間に掲げる施策および主要事業の推進により、策定時における数値を維持・向上させることを目標として設定するものです。計画期間である4年を超えた中・長期的な目標とし、4年ごとの計画策定時における実績値を推移として明確にしながら、各施策および主要事業の展開を図ります。

なお、数値の算出に当たっては、令和4年10月に実施した「第5次三鷹市基本計画策定に向けた市民満足度調査※」を根拠としています。

第①部 日々の暮らしの基盤となる平和・人権のまち

施策	施策の達成度を測る指標(KGI)	策定時 (4年度調査)
平和	市の平和施策が市民の平和への意識醸成に効果があると感じている市民の割合	32.4%
人権	最近、人権が侵害されたと感じたことがある市民の割合	7.5%
男女平等 参画	性別等による不利益を受けたことがある(見たことがある)市民の割合	16.2%
国際化	国籍や文化が異なる市民等と良好な関係を築けている市民の割合	33.4%

第②部 魅力あふれる活力・にぎわいのまち

施策	施策の達成度を測る指標(KGI)	策定時 (4年度調査)
都市農業	農地が必要であると感じている市民の割合	88.3%
地域経済	市内産業の存在が三鷹市の魅力向上と活性化につながっていると感じている市民の割合	63.0%
	地域の商店(街)を日ごろから利用している市民の割合	72.1%
都市観光	三鷹市の魅力のPRが十分に行われていると感じている市民の割合	16.5%

第③部 地域の特性が生きる緑豊かで快適空間のまち

施策	施策の達成度を測る指標(KGI)	策定時 (4年度調査)
都市再生	三鷹に住み続けたいと思う市民の割合	93.1%
道路	普段利用している道路が通行しやすいと感じている市民の割合	38.8%
住環境	自分の住む地域が良好な住環境であると感じている市民の割合	87.2%
交通環境	自宅などから目的地まで円滑に移動できる交通ネットワークが形成されていると感じている市民の割合	68.5%
緑と公園	地域の自然環境と生活環境が調和していると感じている市民の割合	74.2%

第④部 生命と暮らしを守る防災・減災・安全安心のまち

施策	施策の達成度を測る指標(KGI)	策定時 (4年度調査)
防犯	自分の住む地域が犯罪がなく安心して暮らせると感じている市民の割合	71.6%
防災	日ごろから災害に備えている(備蓄・防災用具・避難所の把握)市民の割合	86.3%
消費者保護	過去2~3年の間、消費者トラブルに遭ったことがある市民の割合	4.7%

第⑤部 持続可能な社会を実現する環境・循環のまち

施策	施策の達成度を測る指標(KGI)	策定時 (4年度調査)
環境	環境に配慮した行動を実施している市民の割合	97.4%
ごみ処理	日ごろからごみの排出抑制やリサイクルを実践している市民の割合	87.3%
下水道	豪雨時に不安を感じる市民の割合	22.5%

第⑥部 誰もが安心して暮らせる健康・福祉のまち

施策	施策の達成度を測る指標(KGI)	策定時 (4年度調査)
地域福祉	社会福祉を増進するために活動する「民生委員・児童委員」の役割又は名称を知っている市民の割合	83.2%
高齢者福祉	高齢者が暮らしやすいまちと感じている市民の割合	48.6%
障がい者 福祉	障がいのある人が暮らしやすいまちと感じている市民の割合	27.1%
生活支援	経済的な困窮状態に陥ったとしても、安心して暮らせるまちだと感じている市民の割合	21.6%
健康増進	日ごろから健康の維持・増進に取り組んでいる市民の割合	71.4%

第⑦部 個性が輝き笑顔あふれる子ども・教育のまち

施策	施策の達成度を測る指標(KGI)	策定時 (4年度調査)
子ども・ 子育て支援	子育て世帯が暮らしやすいまちと感じている市民の割合	58.5%
教育	小・中学校の教育が充実していると感じている市民の割合	49.6%

第⑧部 心豊かに生きがいを高める生涯学習、スポーツ、芸術・文化のまち

施策	施策の達成度を測る指標(KGI)	策定時 (4年度調査)
生涯学習	生涯学習活動(スポーツ、芸術文化、図書館活動を除く。)に取り組んでいる市民の割合	49.7%
図書館	1か月に1日以上三鷹市立図書館を利用している市民の割合	15.1%
芸術・文化	芸術文化活動に取り組んでいる市民の割合	72.2%
スポーツ	週1回以上スポーツ活動を行っている市民の割合	57.5%

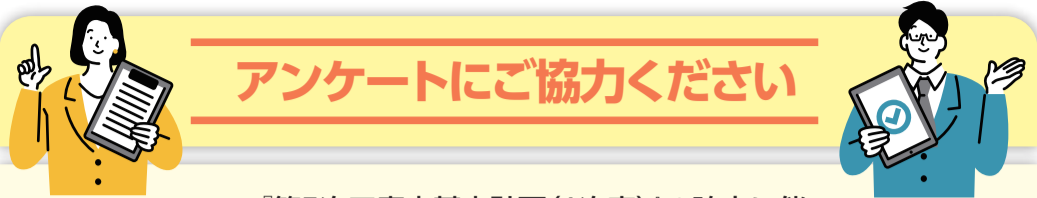
第⑨部 いきいきと暮らせるコミュニティ・自治のまち

施策	施策の達成度を測る指標(KGI)	策定時 (4年度調査)
コミュニティ 創生と参加 と協働	地域コミュニティや地域活動に参加したいと感じている市民の割合	23.6%
	市民の意見が市政に反映されていると感じている市民の割合	16.3%
自治体経営 と行財政 運営	三鷹市役所を行政機関として信頼している市民の割合	88.4%
	必要なときに必要な市の情報が得られていると感じている市民の割合	58.7%
デジタル化	デジタル技術を活用した行政サービスの提供に満足している市民の割合	23.3%

※第5次三鷹市基本計画策定に向けた市民満足度調査(令和4年10月)

同計画の策定に向けた基礎調査の一環として、市民の皆さんの市政に関する思いや考え、評価などを伺うため、4年10月に実施しました。

無作為で抽出した満15歳以上の市民3,500人に調査票を郵送し、1,529人の方から回答をいただきました。



アンケートにご協力ください

『第5次三鷹市基本計画(1次案)』の確定に伴い、市民の皆さんへアンケートを実施します。回答内容は、統計的な資料作成に使用します。

アンケートへの回答方法

◆募集期間 1月14日(日)～1月28日(日)(必着)

◆募集方法

1月28日(日)(必着)までに、募集フォーム(下記QRコード)または郵送、ファクス、電子メールで回答してください。「〒181-8555野崎1-1-1 第5次三鷹市基本計画担当」・FAX0422-29-9279・✉kikaku@city.mitaka.lg.jp
※送信費用は、送信者の負担となります。



アンケート内容

問1 年齢

- ①10代以下 ②20代 ③30代 ④40代 ⑤50代 ⑥60代 ⑦70代 ⑧80代以上

問2 居住地区

- ①井の頭 ②牟礼 ③北野 ④新川 ⑤中原 ⑥井口 ⑦上連雀 ⑧下連雀 ⑨野崎 ⑩大沢 ⑪深大寺 ⑫市外

問3 『第5次三鷹市基本計画(1次案)』に関して、優先的に取り組んだほうがよいと思う項目について以下から3つ選んでください。

- ① 日々の暮らしの基盤となる平和・人権のまち
- ② 魅力あふれる活力・にぎわいのまち
- ③ 地域の特性が生きる緑豊かで快適空間のまち
- ④ 生命と暮らしを守る防災・減災・安全安心のまち
- ⑤ 持続可能な社会を実現する環境・循環のまち
- ⑥ 誰もが安心して暮らせる健康・福祉のまち
- ⑦ 個性が輝き笑顔あふれる子ども・教育のまち
- ⑧ 心豊かに生きがいを高める生涯学習、スポーツ、芸術・文化のまち
- ⑨ いきいきと暮らせるコミュニティ・自治のまち

問4 その他、『第5次三鷹市基本計画(1次案)』に関してご意見等がありましたら、ご自由にお書きください。

第5次三鷹市基本計画確定のステップ

第1ステップ(令和5年9月)

基本方針

「第5次三鷹市基本計画策定に向けた基本方針」として、第5次基本計画策定に向けた基本的な方向を提示したものです。

マチコエの政策提案反映(下記をご覧ください)

第2ステップ(5年12月)

1次案

施策の体系、主要事業などを提示したものです。

学識経験者への意見聴取アンケートの実施(左記) 市民会議・審議会

第3ステップ(6年3月)

2次案

財政フレームを加えるなど、全文を提示したものです。

パブリックコメントの実施 市民会議・審議会

計画確定(6年6月)

マチコエ Machikoeのこれまでの活動

マチコエとは、市が令和3年4月に設置した「三鷹市市民参加でまちづくり協議会」の愛称です。公募などで集まった市民ボランティアのメンバーが市民の皆さんの声を集めて話し合い、より良い三鷹の未来のまちづくりのアイデアを市に提案することを目的に活動しました。基本計画(1次案)は、マチコエからの政策提案(未来のまちづくりアイデア集)などを踏まえ、策定したものです。



政策提案に向けた活動

各部会・グループでは、メンバー同士で議論を深めるとともに、アンケートやワークショップなどまちの声を聴く活動を行いました。定期的に全体会を開催し、進捗状況などを報告しました。政策提案の内容はみたかe-bookポータルでご覧いただけます。



開催日	活動名	内容
令和4年3月26日	第1回全体会	7部会、23グループの活動が本格的に始動。今後どのような活動を行っていくのか、政策テーマを発表。
令和4年7月16日	第2回全体会	何を目的に、誰を対象に、どんな手法でまちの声を聴いていくのか、各グループが意気込みを発表。
令和5年3月4日	第3回全体会	これまで集めたまちの声を基に、未来のまちづくりに向けた政策提案(1次提案)を作成。
令和5年7月8日	第4回全体会	1次提案の内容をグループで議論してさらに磨き上げ、約2年間の活動の集大成となる政策提案を市に提出。
令和5年10月～12月	政策提案後	政策提案の基本計画などへの反映についての検討状況をグループに伝えるため、マチコエメンバーと市職員との意見交換会を実施(合計28回)。